

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

令和 6 年 9 月 1 日

株式会社エムアイエー

派遣番号 派 19-300249

平成 24 年 10 月 1 日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

令和 5 年度における情報提供を下記の通り公開致します。

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（小数点第二位以下を四捨五入）

(1) 派遣労働者の数

3 人

(2) 派遣先の数

2 社

(3) 派遣料金の平均額（8H 平均）

26,976 円

(4) 派遣労働者の賃金の平均（8H 平均）

12,968 円

(5) マージン率

51.9%

マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用といった法定福利費、労務管理費、事務所賃貸料、光熱費、研修費等が含まれています。

(6) 教育訓練に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口

業務部 055-221-2111

訓練の内容	対象者	方法	費用負担	賃金支給
情報セキュリティに関する研修	新規就業者 在職者	OJT	無償	有給
能力向上研修	在職者	Off-JT	無償	有給

(7) 福利厚生に関する事項

年次有給休暇・定期健康診断

(8) 労使協定の有無

有

(9) 上記労使協定の有効期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(10) 上記労使協定の対象となる従業員の範囲

全ての派遣労働者